おいて同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（同条の規定により指定国際会計基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

c　bの規定により本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、一定の日における為替相場により換算することとし、換算に当たって採用した換算の基準として当該日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を注記すること。

d　［略］

e　［略］

f　［略］

g　［略］

［(2)～(4)　略］

(5)　主要な経営指標等の推移

a　第二号様式記載上の注意(25)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(25)ｆ中「６事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては 11 事業年度）」とあるのは「当事業年度の前５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては当事業年度の前 10 事業年度）」と、「５事業年度前」とあるのは「当事業年度の４事業年度前（６箇月を１事業年度とする会社にあっては当事業年度の９事業年度前）」と読み替えるものとする。

b　［略］

c　第二号の四様式による有価証券届出書の提出日後最初に到来する事業年度末から２事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては、４事業年度）を経過していない場合には、提出会社の当事業年度の前４事業年度及び当事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては、当事業年度の前９事業年度及び当事業年度。以下ｃ、(23)及び(63)において同じ。）（会社設立後５事業年度を経過していない場合には、会社設立後最初の事業年度から当事業年度まで）に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、当事業年度の前４事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移のうち、ｂに規定する最も古い連結会計年度と同一の事業年度前に係るものについては、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）の規定に基づき算出した各数値を記載することができる。なお、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載する場合には、その旨及び法第 193 条の２第１項の規定による監査証明を受けていない旨を欄外に注記すること。

［(6)～(17)　略］

(18)　株式の総数等

［ａ～ｉ　略］

j　相互会社にあっては、記載を要しない（「１　株式等の状況」の「(5)　所有者別状況」から「(8)　役員・従業員株式所有制度の内容」までにおいて同じ。）。

［(19)～(33)　略］

(34)　配当政策

a　［略］

b　当事業年度に会社法第 453 条に規定する剰余金の配当（以下ｂ及びｃにおいて「剰余金の配当」という。）をした場合には、当該剰余金の配当についての株主総会又は取締役会の決議の年月日並びに各決議ごとの配当金の総額及び１株当たりの配当額を注記すること。

c　［略］

(35)　コーポレート・ガバナンスの概要

［略］

［加える。］

b　［同左］

c　［同左］

d　［同左］

e　［同左］

［(2)～(4)　同左］

(5)　主要な経営指標等の推移

a　第二号様式記載上の注意(25)に準じて記載すること。

b　［同左］

c　第二号の四様式による有価証券届出書の提出日後最初に到来する事業年度末から２事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては、４事業年度）を経過していない場合には、提出会社の当事業年度の前４事業年度及び当事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては、当事業年度の前９事業年度及び当事業年度。以下ｃ、(23)及び(62)において同じ。）（会社設立後５事業年度を経過していない場合には、会社設立後最初の事業年度から当事業年度まで）に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、当事業年度の前４事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移のうち、ｂに規定する最も古い連結会計年度と同一の事業年度前に係るものについては、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）の規定に基づき算出した各数値を記載することができる。なお、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載する場合には、その旨及び法第 193 条の２第１項の規定による監査証明を受けていない旨を欄外に注記すること。

［(6)～(17)　同左］

(18)　株式の総数等

［ａ～ｉ　同左］

j　相互会社にあっては、記載を要しない（「１　株式等の状況」の「(5)　所有者別状況」から「(8)　役員・従業員株式所有制度の内容」まで及び「４　株価の推移」において同じ。）。

［(19)～(33)　同左］

(34)　配当政策

a　［同左］

b　当事業年度に会社法第 453 条に規定する剰余金の配当（以下「剰余金の配当」という。）をした場合には、当該剰余金の配当についての株主総会又は取締役会の決議の年月日並びに各決議ごとの配当金の総額及び１株当たりの配当額を注記すること。

c　［同左］

(35)　株価の推移

［同左］